

16. 紺屋遺跡（第2次調査）

所 在 地 長坂町長坂下条字紺屋

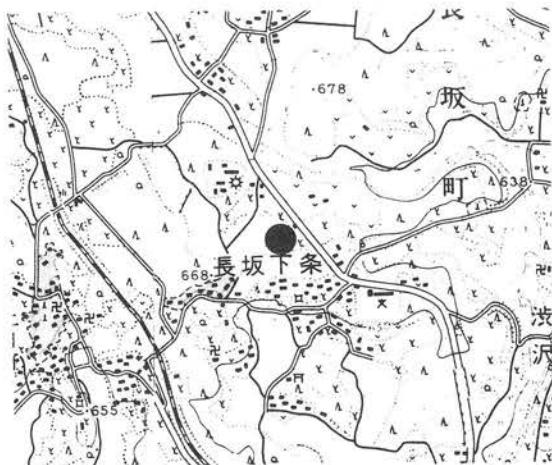
調査原因 県営広域農道整備事業

調査期間 1999年6月2日～12月10日

調査面積 約1,400m²

調査主体 紺屋遺跡発掘調査団

担当者 宮澤公雄



紺屋遺跡は、県道茅野・小淵沢・韁崎線（通称 七里岩ライン）が南北に縦断する台地上、標高660m付近に立地している。遺跡の立地する台地は南北に狭く、遺跡の西側には大きな谷が存在する。遺跡は県道に隣接しており、県道を挟んで東側には龍角西遺跡がある。また、谷を挟んだ西側には古墳時代前期の方形周溝墓が群集して発見された北村遺跡が立地する。

本遺跡は、西側尾根縁辺にあたる部分を長坂町教育委員会によって1998年12月～翌年3月にかけて、約300m²が発掘調査されている。調査によって縄文時代の竪穴住居跡2軒、平安時代の竪穴住居跡3軒、五輪塔の集積地点2ヶ所、墓地などが発見されている。

今回の調査は、前年度に引き続いて東側を発掘したものである。発掘調査の結果、平安時代の竪穴住居跡7軒、小鍛冶遺構1棟、中世の方形竪穴状遺構7棟、溝16条、土坑45基、ピット48基などが発見された。

平安時代の住居跡は、9世紀後半代から10世紀代に比定されるもので、いずれも主軸を東西にとりカマドを東壁のやや南寄りに造っている。出土遺物は土師器を主体とし、須恵器、灰釉陶器などが若干みられる。土師器坏類には墨書土器が多くみられ、「東」、「伯」、「長」などをはじめとして約50点が出土している。小鍛冶遺構からは、2割程度の調査面積にも関わらず、土師器坏類とともに灰釉平瓶などの土器類や鑿、刀子未製品、鉄滓などが発見された。調査面積がわずかなため、明確な施設を検出するには至らなかったが、鉄滓20点ほどが集積した状態で出土している。

中世においては、近年北巨摩地域で発見が相次いでいる方形竪穴状遺構と呼ばれる施設が7棟発見された。出入り口施設として、竪穴内に地山を掘り残した2ないし3段の階段状の施設を東ないし南壁中央に持つ。床面にはコーナーを主柱穴とし、壁際ないし一部壁を掘り込むようにして規則的に柱穴を配し上屋を支えていたものと思われる。柱穴底面には根石を持つものもみられる。床には堀込みを持った火廻も検出され、底面には炭化物が堆積している。床面は入口部を中心で硬化が著しく、土間ないし板敷きの床構造を持っていることが推定される。壁面は垂直に立った状態で検出され、崩落したような状況は確認されなかった。このことから、柱で板等を押さえるようにして壁面を保護していたものと考えられる。遺構は廃棄にあたって柱を抜き取った痕跡が認められ、人為的に埋め戻された様子が土層観察から確認されている。検出された壁面



遺跡全景

の状態や人為的に埋め戻された状況から、各遺構はそれほど長期にわたって使用されたものではなく、短期間使用され廃棄されたことが想定される。また、各遺構は重複が激しく、7軒中5軒が重複関係にあり、特徴として指摘できる。遺物としては、遺構内において使用された状況は確認されていないが、陶器や北宋錢などが出土しており年代決定の根拠となりうる。とくに3号方形竪穴状遺構からは、床面からは数10cm浮いた状態ではあるが、常滑の甕がある程度まとまった状態で発見されている。竪穴内で使用されたものではないが、人為的に埋め戻されたものとすれば時期決定の資料となる。およそ14世紀末から15世紀初頭に比定されるものである。その他の竪穴からも同時期の古瀬戸製品などが出土しており、本遺跡の遺構群は15世紀代に構築されたものと考えられる。周辺の遺跡の調査例では、竪穴内からほとんど遺物が見られず、時期決定をはじめ遺構の性格の推定を困難なものにしていることからすれば、貴重な調査例となったといえる。

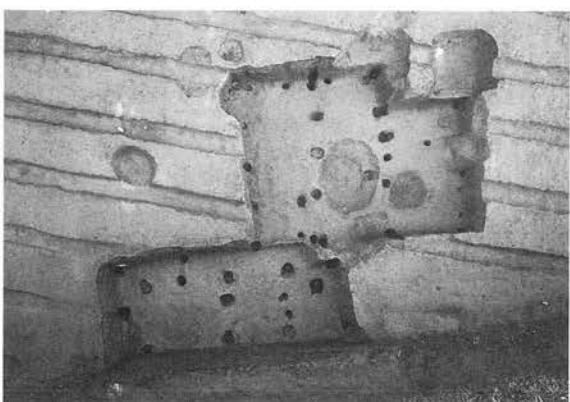
このような遺構は、東日本を中心として城館内等で多く発見されているようであるが、性格についてはさまざまな解釈がなされている。本遺跡の方形竪穴状遺構は、火処もほとんどの遺構から確認されており、倉庫的な施設としてではなく、竪穴内において一定期間の生活ないし活動の痕跡を窺うことができる。東に隣接する龍角西遺跡からは、現在の県道に沿って中世と推定される道の跡が確認されている。また、昨年度の調査により紺屋遺跡西隅からは中世墓が発見されている。遺跡内における方形竪穴状遺構の配置をみると、道より西へやや離れた微高地上に集中して位置し、さらに西側には道路状遺構と並行する中世の溝跡が3条位置する。この溝跡より西側には方形竪穴状遺構および中世の遺構は確認できず、尾根縁辺にあたる遺跡西隅には墓地が配置される。これらの状況から、道路状遺構を基準として、溝や方形竪穴状遺構が計画的に配置されていたことが考えられる。10m幅という調査面積のため、これらの方形竪穴状遺構に本来の住居施設としての掘立柱建物が伴うのかについては明らかではない。



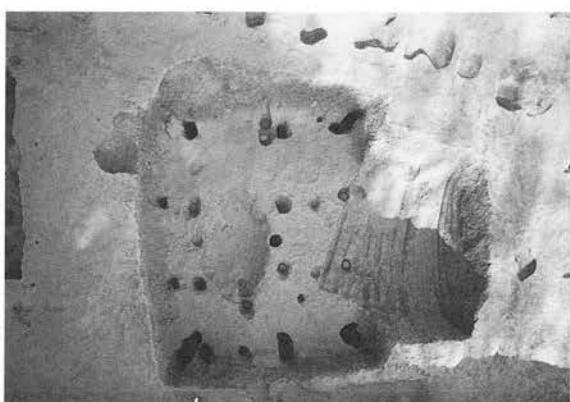
1号住居跡



小鍛冶遺構遺物出土状態



1・2・4・6・7号方形竪穴状遺構



3号方形竪穴状遺構